



もりおか

No.113
令和5年2月号

農委だより

発行／盛岡市農業委員会

〒020-8532

盛岡市津志田14地割37番地2

電話 019-639-9034



農道に設置されている電気柵（手代森地区）

黒川で山中に電気柵 リンゴを鳥獣害から守れ！

工事作業に汗を流すリンゴ生産者

盛岡市黒川地区ではリンゴ農家十一人が令和4年9月、電気柵を設置しました。北上山系から侵入する獣が多いことから、今回は尾根伝いに柵を張り巡らせたもので、前年工事をさらに三百五十メートル延ばし、総延長は六百メートルに及びました。市農政課と連携したわな猟との相乗効果を高める狙いです。

電気柵は基本的に手作りであり、材料代も一部自己負担が発生します。そのため鉄柱は使用済みのリンゴ支柱を再利用するなどの工夫をし、費用節約を図っています。

また、設置して終わりではなく、維持管理が必要となります。そのため、例年2回に渡って周辺の除草や配線等のメンテナンス作業を継続して行うことが重要です。

9月の作業は、時折降りしきる雨の中実施し、木をチェーンソーで伐採したあと鉄柱を担いで運搬、起伏が激しい山中を何度も往復する重労働となりました。電気柵は令和5年もさらに延長する計画で、除草作業などの管理も集団で実施していきます。

岩手県の野生鳥獣による農作物被害は4億2千万円（令和2年度）に及び、営農に大きな影響を及ぼしています。捕獲担い手の高齢化と減少が課題であり、今後も地域と地方自治体、国が共同で取り組んでいくことが期待されます。

（乙部地区調査会）

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

現農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日で満了となるに伴い、次期農業委員等の募集を行います。

■ 農業委員の主な業務

- ・ 農業委員会の会議に出席し、農地転用や売買・賃借等の権利移動などを審議
- ・ 地域の農業者等の話し合いへの参加による農地集積・集約の活動
- ・ 農地パトロールなどの遊休農地の発生防止・解消に向けた活動等

■ 農地利用最適化推進委員の主な業務

- ・ 地域の農業者等の話し合いへの参加による農地集積・集約などの活動
- ・ 農地パトロールなどの遊休農地の発生防止・解消に向けた活動等

■ 募集期間

令和5年2月1日（水）から

令和5年2月28日（火）まで

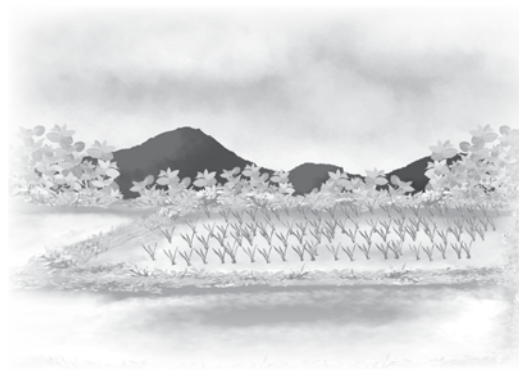
■ 募集人数

農業委員 19人

農地利用最適化推進委員 26人

■ 任 期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで



令和4年10月20日、旧盛岡地区調査会の農地利用最適化推進委員として新たに袴田優樹さん(40)が就任されました。

盛岡市出身の袴田さんは進学・就職に伴い関東地方、東海地方へ引っ越し、民間企業に勤めていましたが、東日本大震災を機にUターン。平成30年には盛岡市地域おこし協力隊へ就任し、3年間、盛岡市薮川の特産品開発に取り組みました。行者にんにくを使用した商品開発を手掛けたほか、薮川の隠れた名産品「高糖度とうもろこし」の栽培、PR活動等多面的な取り組みに尽力されてきました。

新任農地利用最適化推進委員のご紹介

袴田 優樹さん

薮川の気候が生んだ高糖度とうもろこしは、メロン並の糖度を誇るとして現在、積極的に販路を拡大しています。袴田さんが盛岡市へ帰郷された当初は、「1本50円で投げ売りされていた」とのこと。「このまま埋もれさせるのは勿体ない。特産品として広く魅力を伝えようと同時に、その魅力に見合った価格で販路を広げ、地元農家さんの収入源としたかった」と袴田さんは当時を振り返ります。

このように地元食材の魅力を発掘するほか、令和3年からはドローンを利用した農薬散布請負事業を展開し高齢化する担い手の農作業負担の軽減に取り組みられています。

また、自らの農場で農業体験活動を実施し、県外の人を呼び寄せることで盛岡市の農業をより身近に感じて頂く取り組みも精力的に実施し、内外双方からアプローチする形で盛岡の農業振興の在り方を幅広く模索する毎日です。

「地元の農家さんとはきちんと儲かる形を共に考え、新規就農希望者に対してはハードルを下げ、間口を広げる取り組みが必要。厳しい時代だからこそ、人との繋がりを大切にしていきたい」と袴田さんは熱く抱負を語ります。



農政懇談会の様子

意見・要望の提出と 農政懇談会の開催

農業委員会は、令和4年10月21日に「令和5年度盛岡市農業施策に対する意見・要望書」を谷藤裕明盛岡市長へ提出しました。

その後、「令和4年度盛岡市農業委員会農政懇談会」を令和4年11月29日に開催し、北田会長ほか農業委員、農地利用最適化推進委員と谷藤市長や関係担当課長らの出席のもと、農業者の声を市の農業施策へ届けるための懇談を行いました。

【全市的要望（5項目、計21要望）】

① 農地の集積・集約化について
認定農業者への補助拡充、人・農地プランの実践に向けた取組等

② 遊休農地対策について

農地整備の補助・支援、担い手不足に関する取組の検討等

③ 担い手・経営対策について

スマート農業導入のための補助拡充、雇用就農の支援、肥料・燃料高騰に対する支援の充実等

④ 鳥獣被害対策等について

拡大する鳥獣被害防止対策、電気柵の管理費・設置の補助等

⑤ その他農業振興対策について

飼料用米の活用促進、学校給食での有機食材の使用について

【地区要望（4項目、計13要望）】

① 地区の農業全般に関する状況について

② 地区農業振興に関わる状況について

③ 地区の農村環境整備に関わる状況について

④ その他の地区要望（遊休農地や鳥獣被害について）

「令和4年度盛岡市農業委員会農政懇談会」の詳細は、盛岡市ホームページの農業委員会「農業委員会からのお知らせ」のページに掲載しています。

（広報ID：1017892）

懇談会での要望と回答（一部）

要望

座談会の定例化、講師の派遣など人・農地プランの実践に向けた取組の支援を行うこと。

また、集積が進んだ地域はどのようにして進めたのか、実績から学ぶ機会を広く提供すること。

市の回答

令和5年4月施行予定の農業経営基盤強化促進法改正法により、「地域計画」を令和6年度末までに地域の話し合いによって策定する予定です。市としましては、それまでの準備期間を、関係機関一丸となって農業者等への周知や機運醸成などに取り組んでまいります。

集積事例を学ぶ機会については、関係機関が主催する「地域農業マスタープラン実践塾」で先進地事例の研修もあることから、地区での集まりなどの機会を捉え、その内容を農業者へもお示ししながら、人・農地プランの実践に向けた取組を進めてまいります。

全国農業新聞 購読者を募集中

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 700円（送料込み）
- 申込み 農業委員会事務局へ



農業者年金に 加入しませんか！

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方は加入できます。なお、60歳以上65歳未満の方は国民年金の任意加入者に限ります。

ご相談は、農業委員会事務局またはJAへ。

米内川の 田園風景より 旧盛岡地区の展望

令和4年10月。米内川の恩恵
 を享受する旧盛岡地区に今年も
 米の収穫の季節がやってきまし
 た。作柄は平年並みを維持。稲
 穂の金色が輝く田園風景はまさ
 に「米の芸術」と呼ぶにふさわ
 しく、後世に残すべきものであ
 ると改めて実感しております。

一方、農地の多くが森林に面
 していることから例年鳥獣被害
 に悩まされ、担い手の減少も相
 まって対策に苦慮しています。
 近年注目されるジビエとしての
 活用も含め、解決法を模索して
 いるところです。

旧盛岡地区の強みは米内川の
 豊富な水源と美しい景観、そし
 て住宅地や駅に近いことです。
 この長所を利用して上米内駅を
 うるしの里として漆製品の展示
 販売を実施しています。地区外
 の人が旧盛岡地区を訪れ交流す
 るきっかけを作り、将来的には
 熱意ある農家さんが中心となっ

農地売買情報

	No	農地の所在	地目	面積 (a)	申出価格
売 渡	1	下飯岡3地割	田	34	応談
	2	羽場2地割	田	33	応談
買 取	1	下飯岡10地割	田	50~100	60万円 (10a当たり)
	2	上飯岡14地割	田	30~100	60万円 (10a当たり)

ご相談は農業委員会事務局農地係まで。(電話：019-601-5072)

体験活動の実施や実習の受け
 入れを実施し、旧盛岡地区に人
 を呼び込める体制作りを鋭意検
 討しております。

(旧盛岡地区調査会)

危険

口約束だけで農地の貸し借りはできません！

心当たりは
ありませんか？

- 昔から手続きをせずに、親戚や知人などに口約束で農地を貸して（借りて）いる。
- 面倒だから、正式な手続きをとらずに農地を貸して（借りて）いる。
- 税金や転作等の関係があるので手続きをしていない。

⚠️ 農地の貸し借りは、口約束では契約効果を生じません！

民法上、契約は口約束でも成立するとされていますが、農地の売買や貸し借りの契約については農地法の制約を受けます。

農地法では「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない。」と規定しています。

それでも口約束で貸し借りを続けていると…

農地を貸している方（地主）

- 相続が発生したとき、誰に貸しているのか分からなくなる。または、口約束が突然無効になってしまう場合がある。
- 農地を返してもらう際、離作料などを請求される場合がある。
- 20年以上に渡って貸借していた場合、民法第163条により、借り手に農地を取られてしまう場合がある。

農地を借りている方（借り手）

- ある日突然、地主に「農地を返してほしい」と言われる場合がある。
- 相続が発生したとき、誰から借りているのか分からなくなる場合がある。



農地の貸し借りをする場合は、必ず農業委員会を通じて書面により契約手続きをしましょう。